

午前10時00分開議

瘡師委員長 おはようございます。

ただいまから、本日の予算特別委員会を開会いたします。

それでは、発言の通告がありますので、これより順次発言を許します。

瀧田孝吉委員の質疑及び答弁

瘡師委員長 瀧田委員。あなたの持ち時間は60分であります。

瀧田委員 おはようございます。

富山県も梅雨入りしましたが、心はからっと元気に爽やかに質問をしたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

最初は、人口減少社会における福祉施策についてということで6問質問をいたします。

今、日本全体で最も深刻で重要な課題となっているのは人口減少問題です。人口減少対策については、社会動態、自然動態それぞれの視点から、本定例会においても多く取り上げられています。いろいろな切り口での人口増対策はもちろん重要ですが、今ある命を守るということもとても大切だと思います。

私たちは生きていく上で、加齢などにもよりますが、身体機能の低下、また、突然の事故や病気で体に重大なダメージを負ってしまうことがあります。そんなときに、質の高い医療と献身的な医療従事者、また、本人の努力によって見事に社会復帰され、その後も地域貢献、社会貢献しておられるケースはたくさんあります。そういう意味で、医療業界には今後も大きな注目と期待が寄せられていると考えています。

そこで、今回は幅広い医療分野の中でも、移植医療について質問をいたします。

諸外国と比較して、移植数の少なさから移植医療後進国と言われ

る我が国ではありますが、その必要性、重要性は今後ますます増していくものと思います。

まずは、県内での臓器移植及び骨髄移植の状況について、有賀厚生部長にお伺いいたします。

有賀厚生部長 臓器移植について、腎臓移植は暦年ベースで令和元年に1件、令和4年に2件、令和5年に4件、直近5年合計で7件となっております。角膜移植は、同じく暦年ベースですが、令和元年及び2年にそれぞれ51件、令和3年に40件、令和4年に23件、令和5年に25件、直近5年合計で190件となっております。

骨髄移植については年度ベースになりますが、令和元年度及び2年度にそれぞれ19件、令和3年度に22件、令和4年度に13件、令和5年度に19件、直近5年合計で92件となっております。

瀧田委員 ありがとうございます。

今、県内の数値を教えてくださいなんですが、先ほども申し上げたように、全国的な数字ではやはり海外に比べてかなりというか、圧倒的に数字が少ないのが日本の現状ということでありまして、臓器移植については臓器移植法施行から27年目となる現在も、やはり海外に比べたら少ない状況が続いているということです。

そんな中で、骨髄移植のほうに少し焦点を当てたいと思いますが、以前、競泳の池江璃花子さんのことが話題になったこともあって、骨髄ドナーについては理解が深まったと思います。

実は、このドナー登録には年齢制限というものがありまして、54歳までとなっていて、これからは特に若い世代のドナー登録推進がとても重要だと思いますし、そう言われてもいます。人口構造の中においてボリューム世代である49歳から52歳前後の、いわゆる団塊ジュニア世代がドナー登録対象から外れていく今後、ドナー登録者がますます減少することが懸念されている中で、骨髄バンクドナー登録の現状についてはどうなっているのか、厚生部長にお伺いいたします。

有賀厚生部長 骨髄バンクのドナー登録状況について、新規登録者数は直近5年間で2,171人となっております。これは55歳を迎えた方など、登録が取り消された1,150人の約2倍でありまして、県内においては確実にドナー登録数が増加している状況でございます。

また、令和6年3月末現在の登録者数は4,521人となっており、ドナー登録対象年齢である20歳から54歳の人口1,000人当たりでは10.94人と全国平均の10.26人を上回っております。

さらに、年齢別の割合で見ると、20代は21%、30代は20%、40代は38%、50代が21%となっており、40代と50代で半数以上を占めてはおりますけれども、20代の登録者割合が令和4年3月末の15%から大幅に増加している状況でございます。

瀧田委員 ありがとうございます。

この骨髄ドナー登録については、全国的にもやはり問題というか課題となっていて、テレビCMなどでも登録をしましょうと勧められているところでもあります。全国的に見れば約54万人のドナー登録の方がいるということなのですが、それに比べて富山県の数字については今ほど伺った数字ということで、やはりこれも県内の対象年齢といえますか、特に若い年齢の世代の方々には積極的にドナー登録に理解をしていただいて、登録をしていただければと思っています。

さて、移植医療についてはいろいろ課題はあるわけですが、臓器を提供するということについては、する側、また、移植を受ける側、それぞれに自分事として考えることが大切ではないかと思えます。

内閣府が令和3年度に実施した移植医療に関する意識調査では、臓器移植、臓器提供については65%の方が関心があると答えられていらっしゃいます。しかし、その中で、臓器提供に関わる意思表示をしているという割合は10%となっておりますし、臓器提供に関して御家族の反応としては、本人が意思を表示していた場合は約90%の御家族がその意思を尊重すると述べられていらっしゃる一方で、意

思が不明の場合には、85%の家族の方が臓器提供の決断に負担を感じるという結果にもなっています。移植医療分野の発展には、より多くの人の意識改革というか、欧米並みのそういった感覚、特にスペインなんかは随分理解が進んでいるとも聞いていますし、そういったことが重要なポイントなんだろうと思います。

そこで、広い観点からではありますが、移植医療を捉えて、今後の献眼を含む臓器移植及び骨髄ドナー登録の拡大や献血者の確保などに向けて、県としてはどのように取り組んでいくのか、新田知事の所見をお伺いいたします。

新田知事 県では、これまで臓器移植に係るドナー登録者の増加を図るため、富山県移植推進財団や富山県アイバンクと連携協力して、市町村、保健所・厚生センター、公的病院、県との包括協定締結企業の店舗等におけるポスターの掲示、パンフレットや冊子の配布、また、10月の臓器移植普及啓発月間における街頭啓発、そして、運転免許証の意思表示欄の記入促進を図るリーフレットなどの運転免許センターでの配布など、各種普及啓発事業を実施しています。

また、骨髄バンクについてですが、大型ショッピングセンターにおける献血と並行した登録会の開催、県内大学などにおける語り部講演会の開催、10月の骨髄バンク推進月間におけるポスターの掲示、リーフレットの配布、県内の事業所に対するドナー休暇制度の普及の働きかけ、市町村との協力による骨髄提供時のドナーへの助成など、ドナー登録者増加に向けた取組を行っています。

県内の献血者ですが、この確保には赤十字血液センターとも連携しながら、SNSの活用、複数回献血キャンペーンなど各種普及啓発に取り組んでいるところでございます。ちょっと付け加えですが、能登半島地震の後には献血者の数が大変に増えました。富山県民の絆を感じたことでした。

先ほど厚生部長から答弁をしたとおり、骨髄バンクのドナー登録者は、若い世代を中心に増加傾向にあるなど、これまでの取組は効

果を上げているのではないかと考えています。

今後とも、各関係機関と連携・協力して、特に若年層を重点的に、ドナー登録の拡大や献血者の確保に向けて普及啓発に取り組んでいきたいと考えます。

瀧田委員 ありがとうございます。

本当に幅広い取組を尽くしておられるんだろうと思っていますし、10月の啓発月間ではそこを捉えて連携機関といいますか、関係機関ともしっかりこれまで以上に連携すると同時に、過去もやっておられたんですかね、出前講座で中高生対象に、実例、実際にドナー提供された方を招いての出前講座のような形でのやり方なども、特に、今後、対象年齢となっていく中高生に向けては、非常によい刺激というか機会になるのではないかと考えています。

また、今、知事からありましたように、献血等と並行したドナー登録については、民間の奉仕団体さんのほうで結構熱心に取り組んでおられます。奉仕団体の方々は結構年齢高い方が多いので、その出身者といいますか、もちろん自分も登録していて今は外れたけどみたいな感じで、若い人にどんどん積極的に登録を勧めておられるんだろうと思っています。かくいう私もその奉仕団体に所属をしており、射水市内のショッピングセンターで呼びかけをしたりもしています。

いずれにしましても、これまでのことを継続しつつ、新しいものを取り入れながら、いかに人が少なくなっている、対象者が減ってしまっていく中でも、数の確保についてはしっかり取り組んでいかなければならないんだろうと思っています。

今回、この移植医療について私が取り上げさせていただいたきっかけというのは、実は皆さんの中でも覚えていらっしゃる、御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、長尾澄花ちゃんという女の子がいます。今小学生なんですけど、10年前にアメリカで心臓移植を受けました。生まれつきの難病といいますか、生まれてすぐ拡張型

心筋症というものを発症して、移植しか助かる道がないということで、当時の御両親、また、周りの方も含めて心臓移植に踏み切って、そのためには多大な費用がかかるということで、当時1億2,000万、3,000万円ほどを目標に募金活動をしたりもしました。

そのお母さんが実は私の中学、高校の同級生ということもあって、私は募金活動に携わらせていただいて、本当にあのときは日本中から多くの方の善意が寄せられて、デポジットも含めてその目標金額に届いたものですから、澄花ちゃんはアメリカに渡って、どのぐらい待つか分からんよみたいな話だったんですが、割と早いタイミングでドナー提供がありまして、心臓手術をしたのがちょうど10年前の5月末。もう本当に約10年前だなというところでもあります。

移植医療については、本当に何ていうか、複雑な感情だったり複雑な事情、特に日本の中では、制度、仕組み自体についても、いろいろまだまだ声を上げていかなければならないといえますか、そういったところが必要なんだろうと思っています。こういった場でしっかり議論することも大切ですし、民間の方といえますか、県民の方々ともそういった意識については、これからはもしっかり醸成するような取組を私自身続けていきたいなと思っています。どうもありがとうございました。

続きまして、今度は障害者支援のことについて質問をいたします。

障害を抱えながらも周りの理解や協力を得ながら自立を目指す人にとって、行政が果たす役割は重要です。例えば、障害者就労支援施設では、利用者が個々の適性或能力に合わせながら目標に向かって努力しておられます。

大きく3種類ある就労支援施設について、就労移行支援では、一般企業などへの就職を希望する障害者に対して、知識や能力を高める訓練のほか、仕事探しのサポートや就職後の支援を行っています。また、就労継続支援には2種類ありまして、A型は一定の支援があれば働ける方と雇用契約を結び働く場を提供し、B型では雇用契約

を結ぶ就労が困難な方を対象にしたサービスで、事業所と雇用契約は結ばず、負担の少ない短時間作業に対して工賃が支払われるというものです。

移行型、A型、B型、それぞれ利用者の通所に関しては、事業所による送迎バスや公共交通機関、あるいは本人または御家族の運転による自家用車利用とその形態は様々です。

そこで、通所に係る費用の面なのですが、障害者手帳によって公共交通機関には割引という形で支援がありますが、自家用車利用には特に支援措置がありません。また、一部市町村では施設への通所費に支援を行っておられますが、対象となる施設や経費に差が生じています。

障害者の自立支援を推進するためにも、居住地や通所施設にかかわらず支援が行われることが望まれていきますし、また、昨今のガソリンを含む物価高騰の状況を踏まえて、障害者就労支援施設に自家用車で通所している方の交通費へ支援してはどうかと考えますが、有賀厚生部長の所見をお伺いいたします。

有賀厚生部長 県内の7市町において、障害者就労支援施設への通所費用に対して支援を行っておられます。

その他市町村においても、国の地域生活支援事業を活用した更生訓練費の給付、障害者手帳所持者に対する福祉タクシーやガソリンへの補助、コミュニティバスの割引制度があるほか、自宅などとの送迎をしている就労支援施設に対する送迎加算を含めた自立支援給付費の支給など、複合的に障害者の就労支援施設への通所を支援しております。

県においては、送迎加算を含めた自立支援給付費の県負担分のほか、新設する事業所の整備に対する補助や工賃向上の取組への支援なども実施しており、昨年度は物価高騰対策として、障害福祉サービス事業所への光熱費や食材料費への支援もしたところであります。

交通費の支援ですけれども、こちらについては、就労支援施設の

立地や送迎サービスの有無、公共交通機関の状況などによって支援の必要性が異なるほか、市町村において障害者が受けるサービスの種類と量を決定しているということから、市町村が地域の実情に応じた支援を行うことが望ましいものと考えております。

瀧田委員 ありがとうございます。

今後、制度の関係上、どちらかといえばB型の事業所が増えていくのではないかなと予想される中で、労働収入ではないんですが、実入りの少ない施設利用者にとって、そのことがネックにならないように、社会とのつながりを維持していただくためにも、様々な方策、施策を展開していかなければならないと思います。

県としての立場もいろいろおありでしょうが、市町村との連携をしっかりと図りながら、密にしながら、今後そういった細かいところにも光が当たるような取組を続けていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

次は、DVについて質問をいたします。

日本では、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力という意味で使われるDVですが、暴力といっても、身体的、精神的、性的、経済的とありまして、それらが複雑に絡むケースも少なくありません。そして、そのことが原因で家族間などの信頼関係が崩れ、その後の人生にも大きく影響してしまうことから、重大な社会問題の一つとなっています。また、DVは本人だけの解決は難しく、周りの信頼できる人や専門家への相談が解決への一歩となります。

日本におけるDV相談に関して、配偶者暴力相談支援センターには2020年の12万9,491件をピークに、昨年、一昨年ともに12万件台と相談件数は高水準で推移していますし、警察庁の今年3月の発表では、昨年のDV相談件数は8万8,619件で、DV防止法が施行されて以降最多だったとのことでした。

その中で、特に近年は男性の被害者が増えているとのことでした。

警察庁公表の、2023年の警察へのDVに関する男性の相談件数は2万6,175件で過去最多となり、その割合は全体件数の約3割を占めました。なお、男性の相談件数は、ここ10年で約8倍に増加しています。

これらのことを背景に、以下、質問いたしますが、まずは本県における相談状況についてお聞かせください。

次に、相談者や被害者の保護についてお尋ねいたします。

本年4月に改正DV防止法が施行され、被害者の保護強化が図られました。一時的な保護にはシェルターが有効に活用されています。女性向けには公営の女性相談支援センターが全都道府県に設置されているほか、民間のシェルターもあります。先ほど申し上げたように、男性からの被害相談は急増していますが、公営で男性用シェルターを設置している都道府県はありませんし、民間に委託するなどして確保しているのは全国でも11道府県にとどまっています。

そこで、男性によるDV相談件数が増加している状況を踏まえ、男性用シェルターの設置を進めるべきではと考えますが、蔵堀副知事の所見をお伺いいたします。

蔵堀副知事 令和5年（2023年）の富山県警察における、配偶者等からの暴力事案等の相談受理件数は504件でございました。10年前、平成25年（2013年）が416件でございましたので、件数は1.2倍ということになっております。そのうち、男性が被害者となっている事案の相談受理件数ですけれども、10年前の平成25年が30件、率にして7.2%でしたが、昨年、令和5年では128件、全体の25.4%、4分の1が男性が被害者の事案ということでございます。

こうしたことから、男性の相談の増加傾向を踏まえまして、県では、県民共生センターにおきまして、平成31年度より男性相談員による男性のための相談対応を開始いたしております。男性からの相談しやすい環境を整えまして、DV被害など家庭内や男女間の問題、生きづらさについての相談に対応してきております。この男性向け

相談、昨年度の相談件数は15件でございました。臨床心理士などの相談員は傾聴あるいは共感に努めて、必要に応じて助言や適切な支援機関の紹介をいたしております。ただ、緊急性ですとか、安全確保を要する相談の案件はなかったと聞いております。

この男性のDVの中身ですけれども、幾つか傾向があるんですけど、まず、1つ目は身体的なDV、物を投げるとかたたくとかということ。それから、経済的なDVとして金銭的な自由を奪う、小遣いを極端に減らすとかいうことがあります。それから、多分一番多いのはこれですけど、精神的DVというもので、無視される、罵倒されるというもので、この精神的DVがどこまでどうなのかというのはなかなか難しいところがあって、ちょっと自分のことも考えるとなかなかつらいものがあるなと思っています。

これからどうするかということですが、今年度は、5年に一度の「男女間における暴力に関する調査」を実施することにいたしております。県内におけるDVに関する意識、実態、これは男女問わずですけれども、調査した上で、来年度、県のDV対策基本計画を改定するという予定でございます。この中で、男性の被害者への支援、それから、男性シェルターの必要性についても十分検討していきたいと考えております。

瀧田委員 ありがとうございます。

最後に、シェルターについては検討していくよということでありましたが、その前のいろいろ御説明といたしますか、数値も踏まえてですが御報告いただいたことは非常に興味深いなと思って、やっぱりなという思いも持ちながら聞かせていただきました。

特に県内の状況として、相談はあるものの緊急性についてはなかったということで、それはまず一安心というか、取りあえず胸をなで下ろすと言ってもいいんだろうと思います。

しかし、やはりいろいろな形で本当に本人にしか分からないような苦しみであったり、また、他人になかなか相談できない、何とい

うか、私もどちらかといえば、ザ・昭和の育てられ方をしたので、「男のくせに」とか「男がそんなことで」とかいうような感覚を持ったりもしているんですが、でも、今の時代そういうものでもないんだろうと。男女問わずだと思いますが、やはり繊細な感覚を持った成人というのはいっぱいいるんだろうと。その中で、生きづらさを感じることなく、自分の存在意義を自分自身で認めながら、しっかりと自己肯定感を持って社会で地に足をつけて生きていくためには、ときには誰かに頼ったり、ときには誰かに相談したりすることもとっても大事なことなんだろうと思います。そういったところにもしっかり目を配って心を開いて取り組んでいただきたいと思います。

無視、罵倒というのは、自分自身に置き換えて考えたときに、愛情の反対は無関心だみたいなことを言われたりすると本当につらいな、もし、自分がそうなったらどうだろうと考えると、本当にやはり自分事として捉えて、これはしっかり取り組んでいかなければならないと。

副知事自身も自分事としてちょっと捉えていただいたところもあったようなので、しっかりと展開していただけるものだろうと思っています。どうぞよろしくお願いします。

この1つ目の項目、最後の質問です。

今年10月からレプリコンワクチンの供給が始まります。新型コロナワクチン接種については、これまで様々な副反応や後遺症が報告されています。

そこで、県ではこれまでどのような副反応や後遺症が発生したのか、その件数や症状などをどのように把握しておられるのか、その状況について有賀厚生部長にお伺いいたします。

有賀厚生部長 新型コロナワクチン接種後の副反応については、かかりつけ医などから、接種との因果関係が明らかでなくても幅広く厚生労働省に報告することとされており、厚生労働省に報告された事

案については県にも通知をされております。

本県では、初回接種開始から、延べ約370万回の接種に対して258件の通知を受けており、0.007%程度の発生率となっております。

主な諸症状としては、軽度アナフィラキシーや接種部位の痛み、腫れ、倦怠感、関節痛などが通知されています。また、症状が重いものとしては、入院を要するアナフィラキシーや心筋炎などとされております。

瀧田委員 ありがとうございます。

258件ということで、件数云々というよりも、これが発生したということのほうが私自身は重大だと思っています。軽度のアナフィラキシーもあったでしょうし、入院に至ってしまう重篤なものもあったということで、これはやはりしっかり受け止めなければならないことだと思っています。

この秋からのワクチン接種については、国からの全額公費接種が終了しておりますので、自治体による定期接種の対象となります65歳以上の方もしくは60歳から64歳の方で基礎疾患をお持ちの方については、希望をされた方は接種されるということになりますが、ワクチンのメリット、デメリットについては正しく理解をしていただいて、希望される方に速やかにしっかりと接種されていく。これからも接種され続けることをお願いいたします。

それでは、大きな項目として2番目の項目に入らせていただきます。

2番目の項目としては、夏季の安全で快適な生活についてということでお伺いをいたします。

私、冒頭で申し上げましたが、先週梅雨入りしたばかりですが、梅雨が明ければすぐに夏が到来するということで、夏というのは日本の四季の中でも一番ギラギラした季節で、夏が待ち遠しいと思っていらっしゃる方も多いのではないのでしょうか。

しかし、近年は暑過ぎる夏ということが問題となっていて、熱中

症による搬送数などのニュースが毎日のように報道されます。消防庁によれば、令和5年5月から9月の全国における熱中症による救急搬送人員の累計は9万1,467人でした。そして今年は、同じ海域で海面水温が平年より低い状態が続くラニーニャ現象が起こる可能性があると言われていています。ラニーニャ現象が発生すると、日本では夏はより暑く、冬はより寒くなると言われていますので、私たちの今後の生活にどんな影響があるのか気になるところです。いずれにしても、今年の夏も酷暑が予想されますし、対策をしっかりと施さなければなりません。

そんな中、今年4月、改正気候変動適応法が施行され、それに伴い、県内市町村ではクーリングシェルターの指定が行われました。クーリングシェルターとは、環境省から熱中症特別警戒アラートが発表されたときに、暑さをしのぐために開放される冷房施設が整った施設です。民間施設を含め多くの施設が指定されていますが、この中に県有施設は含まれていません。

そこで、熱中症対策として、県有施設をクーリングシェルターとして積極的に開放するよう取り組んではどうかと考えますが、竹内生活環境文化部長に所見をお伺いいたします。

竹内生活環境文化部長 御紹介いただきましたように、気候変動適応法の改正に伴いまして、クーリングシェルターを市町村長が指定できることとされております。

このクーリングシェルターにつきましては、県内では、今月21日時点で118か所が指定されておりました。その内訳は、市町村関係施設が102か所、それ以外の民間施設が16か所となっております。これは熱中症特別警戒アラートに速やかに対応するため、まずは市町村自らの関係施設から指定された結果だと考えておりますが、今後それ以外の施設についても、各施設の管理者の同意や協定の締結手続を経た上で指定が拡大するものと見込んでおります。

クーリングシェルターの指定に当たりましては、当該施設の通常

業務への影響の有無、職員体制や受入れできる人数などについて、各施設者が考慮した上で判断するということになっております。御指摘がありましたように、現在のところ、県有施設の指定は行われておりませんが、熱中症対策を推進するためのクーリングシェルターの指定拡大を図っていくことは大変重要だと思っております、県としても積極的に対応していきたいと考えております。

今回の改正法施行を受けまして、先月、庁内の話ではございますけれども、各部局に改正法の趣旨やクーリングシェルターの指定に関する基準などを周知しております。まずは、指定される市町村の意向をお聞きした上でになりますけれども、県有施設を所管する各部局と調整し、積極的に対応してまいります。

瀧田委員 ありがとうございます。

まさに今、部長からおっしゃっていただいたとおりに思っています。情報交換といいますか、市町村との連携をしっかりと続けていただいて、適切な場所がクーリングシェルターとして開放されるように取組を進めていただければと思います。

クーリングシェルターについては、その施設の温度調整は勝手にできないとか、飲物は自分で用意してねといった、何かルールがそれぞれあるみたいなんですが、とにかく、ここがクーリングシェルターですというステッカーを目印というか、分かりやすいところに掲示されるということです、アラートが発せられたときは、どこにいても速やかに近くにクーリングシェルターがあるかを確認して、暑さから身を守る、そういった行動に速やかにつなげていただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、次の質問に入ります。

県内では、一昨日、激しい雨が降りましたが、これからの夏の時期といえ、毎年全国各地で大雨による被害が発生しています。全国的に豪雨災害が激甚化もしている中で、昨年はどうとう富山県内でも線状降水帯が発生しました。この線状降水帯については予測が

難しく、気象庁では、これまで発生約半日前に全国を11のブロックに分けた形で発表を行っていましたが、先月28日からは6時間から12時間前に府県単位で発表されることになりました。これによって、被害抑制に向け、素早い対応がそれぞれの自治体で進むものだと思います。

さらに、県内における大雨の備えや対応に関しては、昨年の経験を生かして、住民や水を利用する関係機関などに対する適切な情報提供の実施やダムでの事前放流、緊急放流の運用などの対応に加えて、増設され、今月から稼働する予定の監視カメラの効果にも期待したいところです。

そこで、昨年の記録的な豪雨による被害や対応の検証結果などを踏まえ、出水期を迎えるに当たり、どのような対策を講じることとされたのか、金谷土木部長にお伺いいたします。

金谷土木部長 昨年6月、7月の白岩川ダムと和田川ダムの緊急放流を踏まえて行った、ダム等に関する情報提供のあり方検討会の取りまとめの中から、今年の出水期は6月21日からでありますけれども、ダム等の情報提供の充実に取り組んでいるところでございます。

具体的には、これまで河川の水位やカメラ画像を公開しているウェブサイトにも、所管しております全16ダムの貯水位や放流量などを追加いたしましたほか、白岩川ダムと和田川ダムの下流に監視カメラをそれぞれ1か所増設させていただきまして、県内113か所の体制に強化をしているところであります。

また、あらかじめ登録された方に、河川の水位やダムの貯水位が基準値を超えた場合、リアルタイムでメールが送付されます「とやま河川（かわ）メール」を新たに開始したところでございます。

一方、あり方検討会のまとめのほかの項目として、出水期の間、白岩川ダム、それから和田川ダムでは、利水に影響がない範囲でダムの貯水位をあらかじめ低下させまして、治水容量を確保する試行を行ってまいります。

白岩川ダムでは通常より水位を1メートル下げ、治水容量を約8%増加、そして、和田川ダムでは洪水が予想される際、水位をさらに最大60センチメートル下げることで治水容量を約14%増加すると見込んでおりました。これらの取組は、洪水時におけます市町村の迅速な水防活動や避難指示の発令、それから、住民の早期避難行動につながるものと考えております。

今後、県としましては、緊急放流を想定した住民参加の避難訓練を実施いたしますとともに、より切迫感を持ってお伝えできるよう、サイレンなどの放流警報の見直しを順次進めるなど、国や市町村などと連携して水の災害に備えてまいります。

瀧田委員 ありがとうございます。

特に、サイレンが聞こえにくいというところも、地域というか場所によってはあるようでございますし、そこら辺はしっかり精査しながら、情報が届くような、音が響くような、また、放送が聞こえるような体制整備も必要だろうと思います。引き続きよろしく願います。

次に、富山の夏の魅力の一つにマリンスポーツが挙げられます。海水浴や水上バイクあるいはヨットや釣り、サーフィンなど、県民はもちろんです。例えば、長野県や岐阜県といった海なし県からも海を目がけて、家族連れなどたくさんの方が本県を訪れます。県外の方には思い切り夏の海を楽しんでいただき、富山県の様々な魅力にも触れていただき、富山ファンになってもらい、さらなる関係人口の拡大にもつながれば良いとも考えています。

ほかにも県内にはマリーナが整備されています。マリーナとは、小型船舶の停泊・保管を目的とした施設で、栈橋のほか、静水域が整備されていて、大切なボートを安心して預けることができます。マリーナを拠点にマリレジャーを楽しむ方も、県内外含め大勢いらっしゃいます。

そこで、まずは元日に発生した能登半島地震による影響もあった

県内マリーナの復旧状況と併せて、県内海水浴場の準備状況について、金谷土木部長にお伺いいたします。

金谷土木部長 今回の地震によりまして、県が管理しております射水市の新湊マリーナ、それから高岡市の雨晴マリーナ、富山市の岩瀬プレジャーボート係留場の3か所が被災しております。特に新湊マリーナでは、海上の浮棧橋が破損、そして流出しましたほか、陸上の保管ヤードや物揚場（ものあげば）の舗装に段差が生じている状況でありました。これまでに、陸上の保管ヤードでは仮舗装などの応急対応を実施しておりまして、陸上の施設はこれまでどおり利用が可能という状況でございます。

このほか、マリーナの復旧につきましては、国の災害査定を3月に受けるなど対応をしております、今後詳細設計が完了し、準備が整った箇所から順次工事を発注する予定としているところであります。それぞれ進めてまいります復旧工事の際には、施設利用に一時的な制限が生じる場合もございますけれども、利用者の御理解、それから御協力を得ながら、安全な施工と早期の復旧に努めてまいりたいと考えております。

また、海水浴場として利用されている海岸につきましては、今回の地震による被災というのは確認されていないという状況であります。海水浴場が開設されます各自治体に伺ったところ、昨年と同様、開設の準備を進めていると伺っております。

瀧田委員 いずれにしても、楽しみにしていらっしゃる方が満喫できるような、そういった環境が整うことを期待します。よろしく願いします。

次の質問です。

先ほども申し上げたように、海では様々なマリレジャーを楽しめますが、自然が相手ですので危険も伴います。やはり楽しんでいただくためには安全対策を講じるとともに、ルールを守らなくてはなりません。しかし、夏の海は解放的でつい気が緩んでしまい、思

いがけないけがや事故につながってしまうこともあります。

県内においても、昨年、海水浴場において、フロート遊具で海に浮かんで遊んでいた親子が海水浴場から沖へ流され、あわやというような事態が発生しました。そのときは、ちょうど付近にいた複数の方が水上バイク、ウインドサーフィン、プレジャーボートを駆使して親子を救出するということがありました。遭難を免れたとはいえ、海がいかに危険かということを再認識させられる出来事でした。

そこで、海での水難事故防止に向けた対策について、県としてどのように取り組むのか、武隈危機管理局長にお伺いいたします。

武隈危機管理局長 県内の海での水難事故につきまして、伏木海上保安部のまとめでは、令和4年が26件、令和5年は20件と近年件数は横ばいで推移してございます。

海で水難事故が発生した場合、伏木海上保安部、沿岸市町の消防及び消防団、警察が中心となりまして、負傷者の救助活動を実施されますが、さらに、ボランティア団体である富山県水難救済会も救助活動や海に関する知識、救助方法の普及活動を行っております。

県では、この水難救済会の活動への支援を通じまして、海での水難事故防止に向けた対策を推進しております。具体的には、事故防止のための知識や救命に関する技術を取得し、地域の海の安全に貢献する人材の育成を目的とした「海の安全教室」を学校で開催しておりまして、今年度は、高等専門学校1校及び中学校4校で実施することとしております。

また、富山、新湊、魚津、氷見の県内4か所ある救難所では、海のレジャーシーズンに合わせまして、救難所員の救助技術の向上や、事故発生時における関係機関との協力体制の強化を図るための訓練を毎年実施しております。

県としては、伏木海上保安部や消防、警察など、関係機関と連携しながら、引き続き県水難救済会の水難事故防止に向けた活動、取

組をしっかり支援してまいりたいと考えております。

瀧田委員 ありがとうございます。

関係機関等の連携、伏木海上保安部もそうなのですが、民間も含めて様々な方々との連携をさせていただいて、しっかり楽しい海での環境を整えていただくことをお願いするものでございます。

近年はユニバーサルビーチへの理解も進んできて、障害を持った方でも気軽に海水浴を楽しめるような仕掛けというか、しつらえというのも随分普及してきています。いろいろな方が夏のひとときの楽しい思い出をつくれることを期待したいなと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

現在、県立高校の再編については、県議会の場もちろん、そのほか会議やタウンミーティングなど、様々な形で議論が行われています。とにかく子供の数が減る中で、とりわけ青春時代の大事な時間となる高校生活が、県内の子供たちにとって、その後の人生に大変よい影響を与える充実したものになるような再編を目指さなければならないと思っています。

魅力ある県立高校に向けて議論が進められていきますが、県内には私立高校もあります。私立学校ならではのきめ細かい指導の導入や公私比率などを検討する余地がある中で、関係の方々は努力をしておられます。

そこで、今回私が取り上げさせていただくのは、私学就学支援金についてです。

就学支援金制度とは、「授業料に充てるための就学支援金を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的な機会均等に寄与することを目的」とされていて、制度自体は2010年から始まっていますが、2020年からは、年収目安が590万円未満の家庭では、私立高校に通う高校生への国の就学支援金の上限が39万6,000円に引き上げられました。これによって学費面がネックになっていた受験生の選択肢が広がり、

私立高校がより身近になりました。

また、ひとり親家庭助成など、このほかにも幾つか支援制度がありますが、県では独自に、年収910万円未満の世帯に対して、年額7万9,200円の授業料助成を行っており、このことは広く歓迎されています。

そこで、私が注目したのは広域通信制高校です。さくら高校や富山第一学院などは県内にも富山キャンパスという形で開設をされており、そこで学ぶ生徒もいますが、この県単独支援制度の対象にはなりません。

教育行政には幅広い学びの環境を均等に提供することが必要だとの観点から、県単独支援について対象を見直してはどうかと考えますが、南里経営管理部長の所見をお伺いいたします。

南里経営管理部長 県単独の私立高校の授業料支援は、県が設置認可した県内に本校がある私立高校に対して、保護者が県内在住である生徒の授業料減免に要する経費を支援してきております。

委員御指摘の、県外に本校がある広域通信制高校の場合には、他県が認可主体であるため学校側の協力を得られないことも多く、また、県内の私学団体にも所属されていないということから、進学している高校生の実態ですとか、学びの環境の実態が把握できないという事情がありまして、対象外としてきました。

県内に施設があります広域通信制高校には、不登校、高校中退、スポーツ・芸能との両立など多様な生徒が在籍しており、不登校や中途退学経験者等に対する学び直しの機会の提供などの役割も担っているだろうと考えておりますが、県単独の授業料支援の広域通信制高校への対象拡大については、まずは学びの実態の把握に努めるのが大事だと考えておりまして、こういった実態や、ほかの都道府県での取扱いなど十分調査研究してまいりたいと考えております。

他方で、教育の機会均等の観点に立てば、都道府県間での格差や所得に応じた格差が生じないように、国の責任において格差是正に向

けた措置が講じられるべきと考えておりました、引き続き、県議会の皆様と共に、国に対し、就学支援金制度の拡充を、粘り強く要望してまいりたいと考えております。

瀧田委員 ありがとうございます。南里部長に引き続きお願いします。

考え方なんだろうと思うんですが、例えばN校なんかは、金沢に呉西のほうから本当に多くの生徒が通っていらっしゃるんですね。それで、同じような広域通信で県内のキャンパスに通う子もいれば、県外のところに行く。どちらも本校は県外ということで、県の認可外ということでもあります。

そこら辺の考え方も整理するなどして、今おっしゃられたように様々なことを複合的に検討されて、先ほど申し上げましたが、均等な学びの環境の整備というものを進めていただければと思います。

同じく県単独支援についてなんですが、年収270万円未満世帯及び年収590万円未満の多子世帯に対して、入学時納付金というものが助成されています。この助成については23歳以下を含む多子世帯ということがポイントとなっており、例えば第一子など、年齢が上のお子さんが大学院に進学しておられたり、事情があって就労していないケースもあると思いますが、当然その場合は、先ほど同様補助対象とはなりません。

先ほどと同様に、この件に対しても要件の見直しが必要だと考えますが、経営管理部長の所見をお伺いいたします。

南里経営管理部長 現在、多子世帯に対して何らかの私立高校の授業料支援を行っている都道府県は、本県以外でも8府県となっておりまして、このうち5件については、本県同様23歳未満の子が3人以上の場合を算定対象としており、1府については、年齢要件はないけれども、進学先となる機関から大学院を除くこととしております。また、国においては、令和7年度から大学院を除く大学、短大、高専の四、五年生、専門学校に就学している学生のうち、多子世帯の学生の授業料、入学金を無償化することとしております。

こういったようなことを踏まえて、本県では、今年度から多子世帯に加えて、子育てと生計の維持を1人で担い、生活面や経済面で様々な困難を抱えるひとり親世帯を対象に、授業料のみならず入学料についても支援を行ってございまして、入学料は県立高校の負担相当額まで軽減、授業料は実質無償化を図っております。

もとより、所得や都道府県間での格差が生じないように、高校についても国の責任において、格差是正に向けた措置が講じられることが望ましい姿と考えております。

世帯の状況にかかわらず、子供たちが経済的な制約を気にせず、自由に進学先を選択できるよう、こちらについても県議会と共に、国に対し、就学支援金制度の拡充を粘り強く要望してまいります。

瀧田委員 ありがとうございます。

高校生というか子供たちが夢や希望、そして、志を持って学べる環境の整備、このことに尽きるんだろうと思います。もちろんいろいろな機関との、今おっしゃいました粘り強い交渉なども含めて、県議会ともとおっしゃいました、もちろん連携しながらしっかりと活動していきたいと思いますので、子供ファーストの高校再編ということで、思いは一つだと思っておりますので今後ともどうぞよろしくお願い致します。

それでは、大きな項目3つ目、最後の質問に入りたいと思います。

今は、本当に様々で大量の情報があふれている世の中になっています。その中で、情報収集の方法も老若男女それぞれに、はやりや使いやすさなどから様々な形となっています。そんな中で自治体では、子育てなどの行政サービスをはじめ、住民向けの情報やインバウンドも視野に入れた観光情報など、さらには移住や転入希望者向けの情報など、あらゆるジャンルの情報発信による知名度アップや交流人口、また、関係人口の増加につながるような取組を進めておられます。

県においても、幅広い内容を関係機関とも連携しながら、積極的

な情報発信を続けておられます。また、情報の受け手となるターゲットの性質や情報の伝わり方がそれぞれ異なるため、発信する内容によって、適切な媒体を選択することも必要であり重要です。県において、有益な情報をPRするために活用している、県公式SNSには、X（旧ツイッター）、LINE、インスタグラム、YouTube、noteがありますが、それぞれの特徴や状況について、川津知事政策局長にお伺いいたします。

川津知事政策局長 まず、県の公式Xのフォロワー数は約5万人で、公式SNSの中では最も多い状況にありまして、このXは即時性が高く、拡散性にも優れる特徴を有することから、大雨や災害情報などの情報、それから熊の出没警報等、主に重要で緊急性の高い情報の発信に活用しております。

次に登録者数が多いのがLINEであります。そちらのほうはユーザー数が幅広いという特徴がありますことから、属性の登録機能を設けまして、いろいろ答えてもらって登録していただいているわけですが、属性を絞って配信することによりまして、ターゲットの興味・関心に応じた情報をタイムリーに発信することができております。また、その属性別のアンケートでニーズ把握も行っております。

インスタグラムのほうは、視覚的な情報力、発信力を有しておりまして、目を引く画像、映像を発信できるという特徴がありますので、このため、フォロワー数は1万人なんですけど、1万人を多く上回る方への発信が可能だということで、本県の魅力的な画像や動画を募集しまして、国内外にも広く発信しております。

もう一つはnoteがありまして、昨年、公式サイトを開設した新しい媒体なんですけど、長文をじっくり読んでもらえるといったSNSでありますので、施策の裏側のストーリーや職員の思いなんかも発信しております。

それから、YouTubeのほうは動画配信で最も人気があるメ

ディアでありまして、圧倒的な情報伝達力がありますので、これまでも定例記者会見ですとか成長戦略会議等、長い情報も発信しております。それから、今年の夏には、公募して県職員でチームを今つくりまして、新しいチャンネルを開設することにしておりまして、そういったシリーズ化することによって、より県民のニーズに沿ったような情報発信にも取り組んでいきたいと考えております。

今後とも、SNSそれぞれの媒体が持つ特徴を最大限に生かしまして、より効果的な情報の発信、そして、県民ニーズの把握に取り組んでまいりたいと考えております。

瀧田委員 ありがとうございます。

本当に様々な媒体を有効に使っていただいているなと思ってます。今は何がきっかけで、爆発的に情報が拡散するか分からない時代です。バズるとかも言われていますし。

先日、藤井委員からの中国を訪れられたときのエピソードといいますか会話で、「フーシャン（富山）から来た」と言ったら、「フーシーシャン（富士山）なら知っとるよ」なんていうのにも表れているように、SNSはもうマーケットが国際というか、もう全世界に向けて発信されているので、やはりそういったものはもう何がきっかけか分からないので、下手な鉄砲数打ちじゃありませんが、たくさん打つということも必要だろうと思っています。

登録者の数字についてはいろいろ考え方があろうと思うので、一喜一憂することではないんだろうと思っていますが、とにかくSNSの有効活用というのは本当に大切だろうと思っていますので、今後ともインバウンドなんかも含めて、県の有効なPR、認知度アップにつながるように取り組んでいただきたいと思います。

YouTubeのウェルビダンスなんかは、県職員の方以外の方もいろいろなところで披露というか、やっていただいて、本当にそういったところからもウェルビーイングが広がったりもするのかなと思っていますし、そういった広がりも期待するところでもござい

ます。ありがとうございました。

それでは、最後の質問になりました。お願いします。

知事の今定例会初日の提案理由説明において、高志の国文学館館長の室井滋さんに御協力いただき、このたび完成したウェルビーイングをテーマとした絵本を活用して、子供たちをはじめ、多くの方々にウェルビーイングを身近に感じていただけるように取り組んでまいりますとありました。

さて、現在絶賛販売中の「タケシのせかい」という絵本がありまして、これこそがまさにウェルビーイングをテーマにした絵本であり、その内容は、主人公のたけしが、自分や周りの人の好き嫌いについて考え、違いや様々な価値観、多様性に気づき、認め合うことの大切さを学ぶというものです。

今月5日に県庁で開かれた記者会見で、室井さんからは、子供たちが幸せって何だろうと考えるきっかけになってほしいと期待が語られました。会見に同席された知事からは、絵本を通して子供たちにもウェルビーイングの共感の輪を広げていきたいとコメントされました。

そこで、今回、子供たちにウェルビーイングを身近に感じてもらうため、ウェルビーイングをテーマとした絵本が完成しましたが、どのような思いを込めて絵本という伝え方を選び、どのような活用方法を考えているのか、新田知事の所見をお伺いいたします。

新田知事 早いもので1年たちましたが、昨年5月にG7富山・金沢教育大臣会合が富山市で開催されました。コロナ後の教育などにも活発な議論が行われましたが、また、子供たちのウェルビーイングということにも大変に関心が高まりました。

それで、子供を起点に、家族やあるいは友達にウェルビーイング共感の輪を広げていくことができたらなど考えるようになり、成長戦略会議のウェルビーイング戦略プロジェクトチームという組織がありますが、そこでも絵本を作ってみたらどうかという提案があり、

取り組むことにしました。

絵本といえばということで、室井高志の国文学館館長に御相談したところ、御本人が書き下ろしますよということになりました。文章は室井さん、それから、絵は一緒に組んで絵本を何冊も出しておられる長谷川義史さんというコンビが決まり、そして、このたび「タケシのせかい」という絵本が完成したところです。

この絵本は、初版は折り込みのワークシートあるいは県の特設サイトでのキャンペーンなども通じて、自分の気持ちや周りの人との違いに目を向けて、一人一人の価値観を認め合い、また、自分らしさや自己肯定感、他者理解や多様性、あるいは自分の好きが友達の嫌いでもあることもあるんだよねとか、でも、それを許す寛容性の大切さ、また、家族をはじめとした身近な人とのつながりなど、子供目線からのウェルビーイングを考えるきっかけになることを期待しています。

絵本は子供たちに広く読んでもらえるように、もちろん書店でも買えるんですが、まずは、これは県費で県内の図書館をはじめ、小学校、保育所、幼稚園などへも配布することにしていきます。約2,000冊です。また、高志の国文学館で現在開催中の企画展、この絵を担当いただいた長谷川義史さんの企画展をやっております、こことも連携をしております。

ちょうどこれから夏休みにかかりますので、この機会に絵本を介してより多くの県民の皆さんに共感いただき、そして、そうすることによって「幸せ人口1000万～ウェルビーイング先進地域、富山」、このビジョンにふさわしいウェルビーイングの土壌が富山県で育まれていくことを願って送り出したい本でございます。

瀧田委員 ありがとうございます。

子供たちというか若いときから、幼いときからウェルビーイングという言葉になじむということは非常に大切なことで、有効な、効果的な仕掛けというか、手だてなんだろうと思っています。これか

らも子供たちに親しまれる絵本であることを願っています。

ここで、少しだけ資料の提示をよろしくお願いします。

瘡師委員長 はい、許可します。

瀧田委員 これが「タケシのせかい」ということで、もちろん初版なんですけど、これがどんどん有効に使われることを願っています。

で、この後、私の次に質問するのも健史（たけし）です。私の次に質問する健史もいろいろな世界があって、彼なりの価値観から県勢発展への質問をすることだろうと思っています。どうか皆様方には、彼の思いを酌んでいただいて、多様性も御理解していただきながら答弁いただけますようお願い申し上げます。私の質問を終わります。ありがとうございます。

瘡師委員長 瀧田委員の質疑は以上で終了しました。